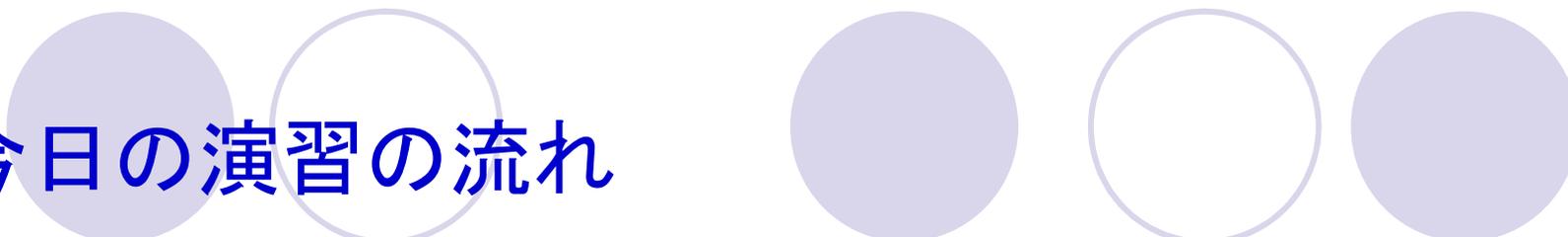


2013.02.20

文化庁
平成24年度都道府県・政令指定都市等日本語教育担当者研修

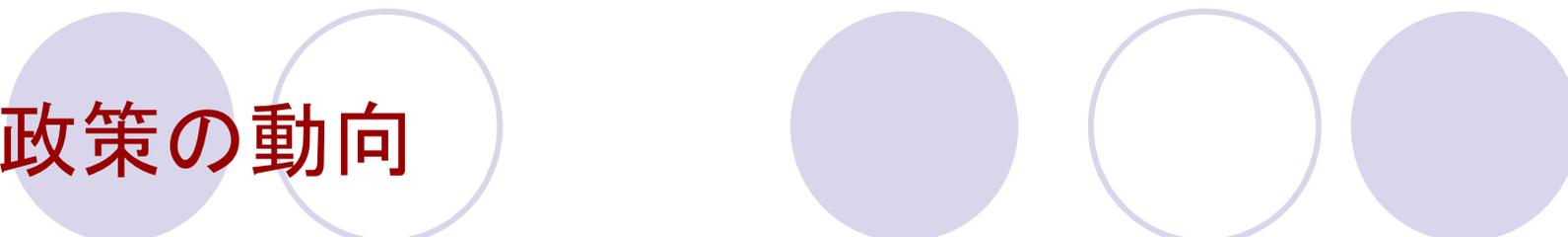
地域における日本語教育の 体制づくりに向けて（演習）

東京外国語大学
多言語・多文化教育研究センター
杉澤経子



今日の演習の流れ

- 1 政策の動向
- 2 日本の多文化化の問題
- 3 地域における日本語教育とは？
- 4 事例から学ぶ
 - (1) 事例報告
 - (2) グループワーク
 - (3) 全体共有
- 5 体制整備に向けての視点
 - (1) システムとして機能させる
 - (2) 日本語教室を機能させる
 - (3) 人材(コーディネーター)を配置する

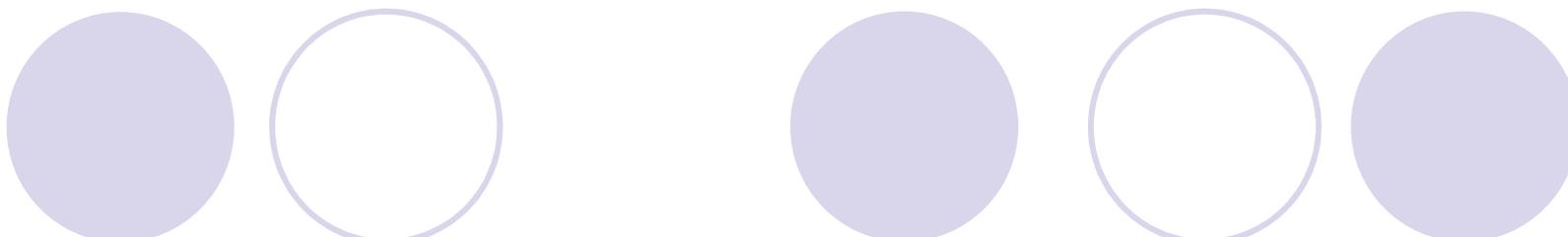


1 政策の動向

(1)「生活者としての外国人」に対する日本語教育

国の政策

- H18外国人労働者問題関係省庁連絡会議「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」提示
- H19 文化庁「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」開始
- H21 内閣府「定住外国人施策推進室」設置
- H21文化庁「国語分科会日本語小委員会[日本語教育の充実に向けた体制整備と『生活者としての外国人』に対する日本語教育の内容等の検討]」発表

- 
- 「生活者」とは、滞在形態、在留資格、及び日本人であるか外国人であるかのいかんにかかわらず、だれもが持っている「生活」という側面に着目して、我が国において日常的な生活を営むすべての人を指す
 - 「生活者としての外国人」とは、そういった側面を有する外国人を指す。したがって、「生活者としての外国人」には、日系南米人や日本人の配偶者のほか、留学生・就学生、研修生、ビジネス関係者等も含まれる。
 - 「『生活者としての外国人』に対する日本語教育」とは、前述の「生活者としての外国人」が、その「生活」のために必要な日本語能力を身に付けるために行われる教育のことを指している。

「国語分科会日本語教育小委員会における審議について」(H21.01.08)より抜粋



(2) 外国人住民に対するコミュニケーション支援

自治体の政策

- H18総務省「地域における多文化共生推進プラン」策定の要請。外国人住民に対する「コミュニケーション支援」としての日本語および日本社会に関する学習支援
- 住民基本台帳法の改正（H24年7月9日施行）
第30条の45 日本の国籍を有しない者のうち次の表の上欄に掲げるものであつて市町村の区域内に住所を有するもの（以下「外国人住民」という。）に係る住民票には、…



課題

○ 「外国人」をどう捉えるか？

- 国籍、帰化
- 言語・文化・習慣
- 価値観・考え方
- 容姿・見た目
- etc....

「外国人」と括ることの危うさ

○ 自治体政策の中にどう位置づけられるか？

(3) 自治体における多文化共生政策と日本語教育

- 総務省「地域における多文化共生推進プラン」(2006)

「地域における多文化共生」の定義

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」

「多文化共生条例」2007年(宮城県、静岡県)

多文化共生推進指針・プラン(全国多数の自治体)



日本語事業の位置づけ

- 
- 単に多様な文化が並存しているという静的な状況で捉えるのではなく、複数の文化にまたがって生きる人々が共に暮らす社会において、「文化間・民族間の対立もしくは共存関係は、『人の間』に文化的同化・文化的融合・文化的並存・文化的創造といった動的、力学的な関係が多面性をもって存在している」と、人と人の関係性の中で捉えるべきである(山西2011)。



理念→地域日本語教育の活動内容



地域日本語教育の対象は住民全体



自治体が行う意義:「多文化共生の地域づくり」

2 日本の多文化化の問題

(1) 多文化化の背景

■人口移動が増加する主な要因(世界人口白書2006)

●移民労働者(海外で自国より恵まれた経済的機会を求める人々)に対する需要

●その大半を占めているのは、仕事、家族の呼び寄せ、または結婚を目的とする移住

■国際結婚の増加(厚生労働省2006)

●出生児の30人に1人は、親の一人は外国籍

●国内で結婚した15組に1組が外国籍を持つ者との婚姻

■外国につながる子どもたちの増加

(2) 外国人住民の不便・不満、困りごと

位	新宿区	港区	板橋区	足立区	練馬区
1	物価が高い	日本語	仕事さがし	ことば	物価が高い
2	ことば	生活費	日本人からの 偏見・差別	友人が少ない	ことば
3	住居	公的問題の問合せ 先がわからない	物価が高い	仕事	選挙権がない
4	友人が少ない	病院・医療	日本語	物価が高い	友人が少ない
5	日本人からの 偏見・差別	日本・他国籍の人 とのコミュニケーション (差別選択項目無)	老後の生活	日本人から の偏見・差別	仕事 6位日本人から の偏見・差別

- 新宿区 多文化共生実態調査(H19年10月)
- 港区 外国人意識調査(H20年9月)
- 板橋区 多文化共生実態調査(H21年5月)
- 足立区 多文化共生実態調査(H21年6月)
- 練馬区 外国籍住民意識意向調査(H21年10月)

社会とのつながりは？



外国人の孤立化

○日本人が災害時に外国人と避難する上で心配なこと

新宿区 多文化共生実態調査(H19年10月)より

順位	心配なこと	%
1	日本語が通じない	33.9
2	一緒に協力して行動できるかわからない	18.6
3	緊急事態での、相手の反応がどのようなものかわからない	17.2
4	不安はない	13.3
5	漠然とした不安	12.3
6	その他	2.2
	無回答	2.4

(3) 多言語・多文化化による問題群

① 制度上の問題

在留資格、福祉、教育 etc..

② 言葉・文化・慣習の差異

住居、学校、就職 etc..

③ ホスト住民の無意識下の排他意識

アパート入居拒否 etc..



* アイデンティティの問題も

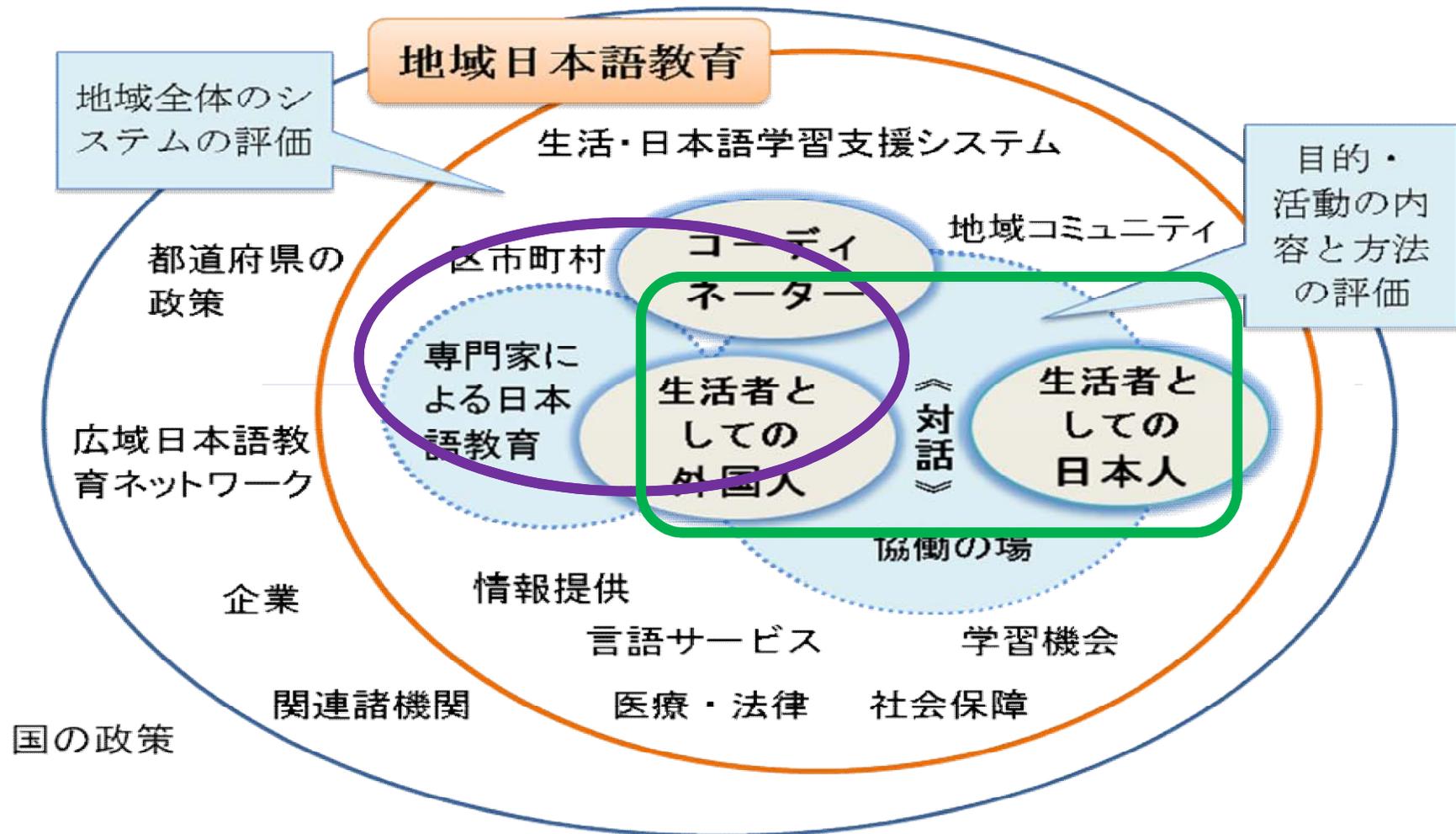
3 地域における日本語教育とは？

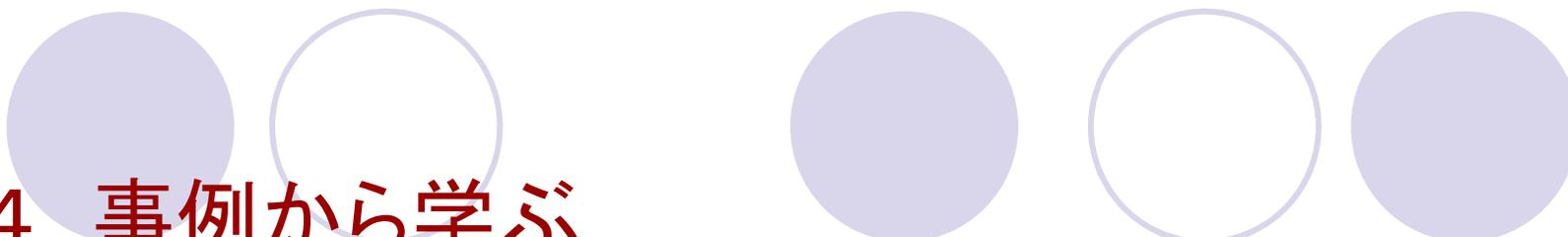
○地域における日本語教育は、多文化共生社会の実現に向けての取組でもあり、日本語教育を推進するためには、ボランティアや専門家のほかに、一般市民の参加が必要不可欠である（国語分科会日本語教育小委員会）

○地域日本語教育は、「日本語を教える／学ぶための教室」の範囲を超え、全ての人によりよく生きる社会の実現のために、それを妨げる問題を問い、日本語コミュニケーションの側面からの働きかけによって多文化共生の地域社会形成を目指す活動や制度、ネットワークの総体として捉える必要がある（日本語教育学会2008）

○多文化共生社会の実現を目的とする市民参加による地域の日本語教育活動およびそのシステム（杉澤2012）

「多文化共生社会形成のための日本語教育システム」(日本語教育学会2008)





4 事例から学ぶ

(1) 事例報告

(2) グループワーク

- ・体制整備に向けて参考になった点
- ・課題と思われる点

(3) 全体共有



5 体制整備に向けての視点

○自治体施策としての位置づけ

→事業の目的の明確化

○地域課題の把握

→問題解決のための事業として企画・運営

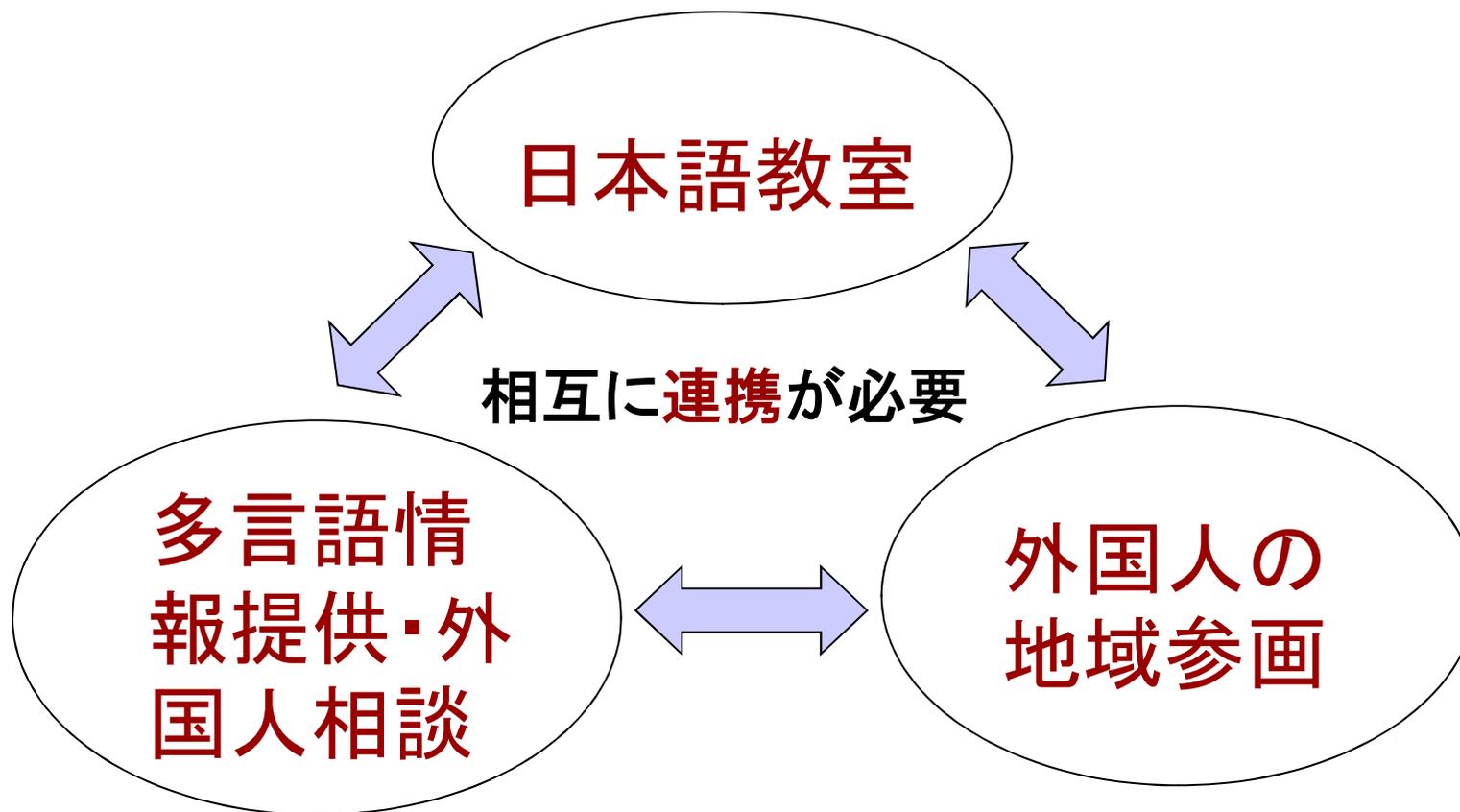
(1) システムとして機能させる

(2) 日本語教室を機能させる

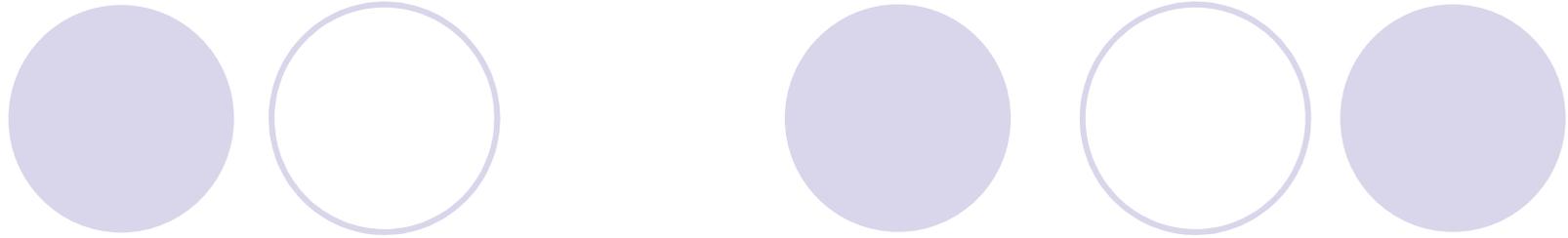
(3) 人材(コーディネーター)を配置する

(1) システムとして機能させる

○ 事業間の連携



支援だけでなく、双方向性の活動の視点が重要



○連携・協働の推進

- 多(他)分野の組織・専門家とどう連携するか
- 市民ボランティアとどう連携・協働するか



相互理解、ネットワークのための活動・事業・仕組み

(そのために文化庁の生活者事業をどう活用できるか)



(2) 日本語教室を機能させる

○場の機能

(日本語教育学会2008)

- 日本社会で生活するための(日本語)学習の場としての機能
- 自分が自分として認められる「居場所」としての機能
- よりよい生活を確保するために必要な情報が入手できる
情報提供機能
- 異文化理解の場としての機能
- 問題解決の場としての機能
- 社会参加を実現していく地域への入り口としての機能



地域日本語教室の居場所機能とは

- **居場所**
- 情報提供
- 異文化理解
- 問題解決
- 地域参加

この4つが機能することによって
「居場所」と感じられるようになる

*「居場所」とは？

- ・人が生活していく上で必要な場
- ・物理的な場所とそこで人や社会とつながり安心した心理状態を含んだもの

○日本語教室活動を居場所の観点からふりかえる 「多文化社会型居場所づくり尺度」の研究から

居場所感を構成する5つの因子

- 役割(安心感)
- 被受容(安心感)
- 社会参加(参加感)
- 交流(つながり感)
- 配慮(つながり感)

この5つが高いと
居場所感が高くなる

* 地域日本語教室における「社会参加」の定義:

地域日本語教室の学習活動やイベントに参加し、日本語教室から地域の活動に参加していくプロセスをいう。



○問題の分析と把握、改善策の検討

- アンケートから見えてきたものは何か
- 良かった点についての原因は何か
- 悪かった点についての原因は何か
- 改善すべき点は何か
- 具体的にどのような活動(事業)が必要か？

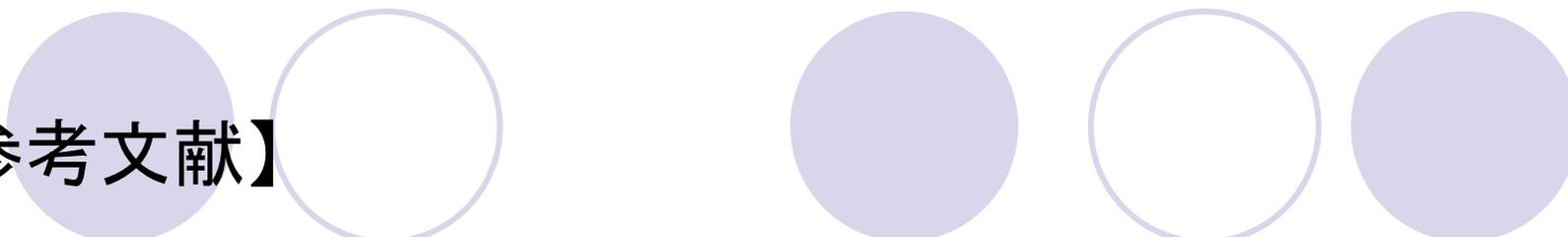
(3) 人材(コーディネーター)を配置する (自治体事業の担当者として)

コーディネーターの業務

- 日本語教育事業の企画・運営
- 地域によって異なる問題の解決
- 市民参加の仕組みづくり
- 相互学習プログラムづくり

コーディネーターの役割・機能

- 市民意識の醸成と参加の促進
- 対話をベースにした協働活動の推進
- 多様な人・機関・団体との連携やネットワークの推進



【参考文献】

- 石塚昌保, 2011, 「協働型居場所づくり尺度の開発—地域日本語教室の調査から」『シリーズ多言語・多文化協働実践研究13 共生社会に向けた協働の地域づくり』東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター.
- 杉澤経子, 2012, 「地域日本語教育分野におけるコーディネーターの専門性」『シリーズ多言語・多文化協働実践研究15 地域日本語教育をめぐる多文化社会コーディネーターの役割と専門性』東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター
- 山西優二, 2011, 「多文化共生に向けての居場所とは」『シリーズ多言語・多文化協働実践研究13 共生社会に向けた協働の地域づくり』東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター.
- 文化審議会, 2009, 「国語分科会日本語教育小委員会における審議について(案)日本語教育の充実に向けた体制整備と『生活者としての外国人』に対する日本語教育の内容等の検討」
http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/bunkasingi/nihongo_16/pdf/shiryo_2.pdf
- 日本語教育学会, 2008, 『外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発—報告書—』, 社団法人日本語教育学会